

# Weekly Report

第525日号  
令和元年10月16日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 災害により損害を受けた場合の税務

台風19号により各地で甚大な被害が出ています。現在、災害救助法が13都県315市区町村に適用され、災害復旧貸付やセーフティネット保証4号などの被災中小企業対策が実施されます。

### ◆法人の資産が損害を受けた場合

◎滅失・損壊した資産等……商品や店舗などが滅失又は損壊した場合の損失や、損壊した資産の取壊し、土砂等を除去する費用は損金になります。

◎資産の評価損……棚卸資産や固定資産等に著しい損傷が生じ、時価が帳簿価額を下回る場合には、その差額を評価損として計上できます。

◎復旧のための費用……損傷を受けた固定資産（評価損を計上したものを除く）について、原状回復の補修や、被災前の状態を維持する補強工事などに支出した費用は、修繕費として損金になります。

◎災害損失欠損金額の繰戻しによる還付……災害のあった事業年度において災害損失欠損金額がある場合には、その事業年度開始前2年以内

（青色申告ではない場合は前1年以内）に開始した事業年度に納付した法人税額から、還付請求ができます。

### ◆個人の住宅や家財などが損害を受けた場合

◎所得税の軽減又は免除……住宅や家財などに損害を受けた方は、「雑損控除（所得控除）」又は「災害減免法による軽減免除（税額控除）」のどちらか有利な方法を選択することで、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

◎住宅ローン控除の特例……災害によって住宅ローン控除の適用を受けている住宅用家屋に居住できなくなった場合、その後も引き続き控除の適用を受けることができます。

## 次世代住宅ポイント制度の申請期限等は

消費税引上げに伴う住宅購入支援の一つとして創設された次世代住宅ポイント制度は、一定の省エネ、耐震、バリアフリー性能等を有する住宅の新築やリフォームを行う場合に、さまざまな商品と交換できるポイントが発行される制度です。（来年3月までに契約等した場合などが対象）。

国交省によると、ポイント発行申請が開始された本年6月3日～8月末までの累計で1万618戸（新築8869戸、リフォーム1749戸）に対して、合計31億5957万ポイントが発行されました。

なお、申請期限は予算の執行状況に応じて公表するとしています（遅くとも来年3月末まで）。また、商品交換申し込みは来年6月末までです。

## 年末調整で必要となる控除証明書

給与所得者が年末調整で保険料控除を受けるために必要な控除証明書が送られてくる時期です。

生命保険料や地震保険料を支払った方は、保険会社から届く「保険料控除証明書」、国民年金保険料を支払った方は、年金事務所から届く「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」、iDeCo（個人型確定拠出年金）の掛金を支払った方（個人払込の加入者）は、国民年金基金連合会から届く「小規模企業共済等掛金払込証明書」を大切に保管しておきましょう。